

12月1日より

# 歳末たすけあい運動

はじまります！



この運動は「赤い羽根共同募金運動」の一環として、新たな年を迎える時期に、地域で様々な福祉活動を重点的に展開するものです。住民のみなさんや各種団体、企業等のご協力によりお寄せいただいた歳末たすけあい募金は、「歳末たすけあい激励金」や「地域の歳末交流事業」等に助成いたします。

## 歳末たすけあい激励金の申請について

経済的困窮などにより支援を必要とする人が、住み慣れた地域であたたかいお正月を迎えることができるよう市民のみなさまの募金による「歳末たすけあい激励金」の助成を行います。

下記に該当し、申請を希望される方は、申請方法をご確認のうえお申込みください。

### ■助成対象基準（申請できる世帯）

○市内在住で前年度の世帯総収入額《給与収入、事業（自営業等）収入、年金（国民・老齢・障がい者・遺族等）収入、児童扶養手当他》が、おおむね下記基準額以下を対象世帯とします。

○一緒に住んでいる全員を一世帯とします。

世帯人数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
基準額 (前年度総収入額)	103万円 以下	141万円 以下	179万円 以下	217万円 以下	255万円 以下

※以下、世帯人数が1名増えるごとに38万円を加算した額が基準額となります。

（生活保護受給世帯および長期の入院・入所等により在宅での生活をされていない場合は対象外です。）

■申請方法 申請書は、社会福祉協議会（総務課・各事務所）・市役所他または、担当地域の民生委員児童委員宅にあります。必要事項をご記入のうえ、担当地域の民生委員児童委員または社会福祉協議会総務課・各事務所に提出してください。  
（申請書は社協ホームページにも掲載しています）

### ■申請時の添付書類（確認書類）

課税（所得）証明書・年金振込通知書・源泉徴収票・児童扶養手当通知書等のコピー（申請書の裏面に貼付して提出してください。）

### ■申請締切 11月30日（木）

■助成決定 共同募金審査委員会にて審査し、助成を決定します。

※激励金の金額は募金実績により決定します。

■助成方法 助成が決定した世帯には、担当地域の民生委員・児童委員を通じて激励金をお届けいたします。

### ■個人情報の取扱

この事業で知り得た個人情報は、担当地区の民生委員・児童委員に提供します。また、歳末助成事業や社会福祉協議会が実施する事業以外には使用しません。

■お問合せ 社協 総務課 電話 0748-20-0502 IP 0505-802-9070

みんなでささえあう あたたかいまちづくり